
精神疾患を有する者やその家族が置かれてきた過酷な境遇

このような国民のニーズと法制度・運用体制との乖離・歪みのしわ寄せは、当然のように、精神疾患を有する者本人やその家族等の当事者に押しつけられてきた。しかし、この問題は、これら当事者の自助・共助で対応できるようなものではなく、その結果、家族その他の介護者の精神的・肉体的・経済的な負担は想像を超える過酷なものとなってしまうといわざるを得ない。そして、これに起因して様々な悲劇も生まれてきたことは、周知のとおりである。

他方、国民の側においても、精神疾患に関する正確かつ十分な知識や情報が不足しており、ひいては、精神疾患を有する者に対する正当な根拠のない偏見が生じていたこともまた事実である。そして、そのことが、精神疾患の予防・早期発見、精神疾患を有する者の地域社会における生活への移行及びその定着を妨げる一因ともなってきたのである。

国家戦略としての総合的な精神疾患対策の必要性

上記のような現状にかんがみると、精神科医療を含む精神保健・福祉サービスを真に充実させるためには、従来の施策の弥縫的な改善策にとどまるのではなく、その在り方を根本から大胆かつ抜本的に改革する必要がある、との認識に至らざるを得ない。その際に肝要なことは、まず、精神疾患を有する者やその家族・介護者のみならず、立法・行政という政策決定の重要な立場にある人々及び精神保健・福祉サービスに携わる様々な関係者が、「国民のこころの健康の回復と増進」は国家的戦略課題であるという視点を持つこと、そして、英国の精神保健改革の事例に見られるように、国として精神保健・福祉施策の抜本的改革を短期集中的に推進する人的・物的な体制を整備し、到達すべき明確な政策目標を掲げることが急務であるとの認識を持つことである。

そのためには、「正しい認識」と「明確な理念・目標」に基づいた「抜本的な対策」の必要性に関する国民的合意が形成されなければならない。

すなわち、①まず、精神疾患は誰でもかかり得るものであり、そして、精神疾患が我が国において膨大な国民的損失を生み出しているという事実を、新たな施策構築の前提として認識することが必要である。②その上で、下記の「こころの健康の保持及び増進のための精神疾患対策基本法案(仮称)・要綱案(試案)」において掲げる「基本理念」にのっとり、また、そこに掲げる「基本的施策」を具体化した個別の施策を展開していくことが必要である。③その際には、これまでの「保健・医療・福祉」といった縦割り意識にとらわれることなく、精神科医療を含む精神保健・福祉サービスの利用者である当事者本位の目線に立って、「保健・医療・福祉」の三位一体の「抜本的な対策」として立案・実施していくことが重要である。

私たちは、このような認識に立って、ここに、「こころの健康の保持及び増進のための精神疾患対策基本法案」を提案する。

次のページにつづく➡

こころの健康の保持及び増進のための 精神疾患対策基本法案(仮称)・要綱案(試案)

目次

(前文)

第一 総則

- 一 目的
- 二 定義(精神疾患、精神保健・福祉サービス)
- 三 基本理念
 - 1.精神疾患を有する者の権利及びその人権の尊重・差別の禁止
 - 2.地域社会におけるサービス提供体制の整備(均てん化等)と予防・早期発見の重要性
 - 3.適切で高質な精神科医療の提供
 - 4.家族・介護者支援の充実
 - 5.教育・啓発の重要性
- 四 責務(国、地方公共団体、医療保険者、医師等、国民)
- 五 法制上の措置等

第二 精神疾患対策推進基本計画等

- 一 精神疾患対策推進基本計画
- 二 都道府県精神疾患対策推進計画
- 三 市町村精神疾患対策推進計画

第三 基本的施策

- 一 地域社会における精神保健・福祉サービスの包括的・総合的な提供体制の整備等
- 二 精神科医療の質の向上その他の提供体制の整備
- 三 家族及び介護者の支援
- 四 情報の収集提供及び国民の啓発
- 五 人材の育成
- 六 行政体制の整備及び評価機関の設置等
- 七 調査及び研究

第四 こころの健康政策推進協議会等

- 一 こころの健康政策推進協議会
- 二 都道府県こころの健康推進協議会
- 三 市町村こころの健康推進協議会

第四 施行期日

第六 経過措置(集中改革期間)

(前文)

前文を設けることとする場合には、上記の「制定に向けて」の趣旨や、こころの健康政策構想会議の答申をベースに、本法制定に至る背景や現状、そして本法制定の意義・必要性等について、記述するものとする。

第一 総則

一 目的

この法律は、精神疾患対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、医師等及び国民の責務を明らかにし、並びに精神疾患対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、精神疾患対策の基本となる事項を定めることにより、精神疾患対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民のこころの健康の保持及び増進に資することを目的とするものとする。

二 定義

- ① この法律において「精神疾患」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神的健康に支障を及ぼす疾患をいうものとする。
- ② この法律において「精神保健・福祉サービス」とは、精神科医療その他の精神保健サービス及び精神疾患を有する者に対する生活支援その他の福祉サービスをいう。

三 基本理念

精神疾患対策は、次の事項を基本理念として行われなければならないものとする。

1. 精神疾患を有する者の権利及びその人権の尊重・差別の禁止

- ① すべての精神疾患を有する者が、それぞれ、個人としての尊厳を持った人格として尊重され、かつ、科学的知見に基づいた適切な精神保健・福祉サービスを受けることは、これらの者が有する権利であること。
- ② すべての精神疾患を有する者の人権が尊重され、精神疾患を有する者であることを理由に差別されないよう、配慮されたものでなければならないこと。

2. 地域社会におけるサービス提供体制の整備(均てん化等)と予防・早期発見の重要性

- ① 精神保健・福祉サービスは、精神疾患が誰でもかかり得るものであるとの認識を前提に、どこに住んでいても等しくサービスを受けることができるものとして提供されるものとする。とともに、精神疾患を有する者がその病状の許す限りできるだけ地域社会における日常生活を営みながら、包括的・総合的な精神保健・福祉サービスとしてこれを受けられるようにすること。
- ② 精神保健・福祉サービスの提供体制は、精神疾患の予防・早期発見の重要性に配慮して構築されること。

3. 適切で高質な精神科医療の提供

すべての精神疾患を有する者が、その精神疾患の状態に応じて適切で高質な医療を受けることができるようにすること。

次のページにつづく➡

4. 家族・介護者支援の充実

精神疾患を有する者の家族その他の介護者が支援のためのサービスを受けることは、これらの者が有する権利であるとの認識の下に、これらの者に対する支援のための施策の充実が図られること。

5. 教育・啓発の重要性

精神疾患を有する者に対する正当な根拠のない偏見を払拭するよう、精神疾患に関する正確かつ十分な知識や情報を伝えるため、国民に対する充実した教育及び啓発がなされること。

四 責務

1. 国の責務

国は、基本理念にのっとり、精神疾患対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとする。

2. 地方公共団体の責務

① 都道府県は、基本理念にのっとり、精神疾患対策に関し、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、国及びその包括する市町村との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする。

② 市町村は、基本理念にのっとり、精神疾患対策に関し、地域住民に最も身近な基礎的な地方公共団体としてその地域住民の福祉増進を図るべき第一義的な主体であるとの認識を踏まえて、国及び当該市町村を包括する都道府県との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するものとする。

3. 医療保険者の責務

医療保険者は、国及び地方公共団体が講ずる精神疾患の予防及び早期発見に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めなければならないものとする。

4. 医師等の責務

医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずる精神疾患対策に協力し、精神疾患の予防及び早期発見に寄与するよう努めるとともに、精神疾患を有する者の置かれている状況を深く認識し、適切で高質な精神疾患医療を行うよう努めなければならないものとする。

5. 国民の責務

国民は、精神疾患に関する正しい知識を持つとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力するよう、努めなければならないものとする。

五 法制上の措置等

政府は、基本理念にのっとり、かつ、精神疾患対策推進基本計画に定める目標を達成する観点から、必要な法制上、財政上その他の措置を講ずるものとする。

次のページにつづく➡

第二 精神疾患対策推進基本計画等

一 精神疾患対策推進基本計画

- ① 政府は、精神疾患対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、精神疾患対策の推進に関する基本的な計画(以下「精神疾患対策推進基本計画」という。)を策定しなければならないものとする。
- ② 精神疾患対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- ③ 厚生労働大臣は、精神疾患対策推進基本計画の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長と協議するとともに、こころの健康政策推進協議会の意見を聴くものとする。
- ④ 政府は、精神疾患医療に関する状況の変化を勘案し、及び精神疾患対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、精神疾患対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならないものとする。
- ⑤ ①から④までに定めるもののほか、精神疾患対策推進基本計画の作成、公表、変更等について、所要の規定を設けるものとする。

二 都道府県精神疾患対策推進計画

- ① 都道府県は、精神疾患対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における精神疾患を有する者に対する精神保健・福祉サービスの提供の状況等を踏まえ、当該都道府県における精神疾患対策の推進に関する計画(以下「都道府県精神疾患対策推進計画」という。)を策定しなければならないものとする。
- ② 都道府県精神疾患対策推進計画は、医療法に規定する医療計画、健康増進法に規定する都道府県健康増進計画、介護保険法に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならないものとする。
- ③ ①②に定めるもののほか、都道府県精神疾患対策推進計画の作成、公表、変更等について、所要の規定を設けるものとする。

三 市町村精神疾患対策推進計画

- ① 市町村は、精神疾患対策推進基本計画及び都道府県精神疾患対策推進計画を基本とするとともに、当該市町村における精神疾患を有する者に対する精神保健・福祉サービスの提供の状況等を踏まえ、当該市町村における精神疾患対策の推進に関する計画(以下「市町村精神疾患対策推進計画」という。)を策定するように努めなければならないものとする。
- ② ①に定めるもののほか、市町村精神疾患対策推進計画の作成、公表、変更等について、所要の規定を設けるものとする。

第三 基本的施策

一 地域社会における精神保健・福祉サービスの包括的・総合的な提供体制の整備等

次のページにつづく➡